

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた調査研究業務 業務委託仕様書

1 業務の名称

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた調査研究業務

2 趣旨・目的

群馬県では、令和3年4月に「群馬県多文化共生・共創推進条例」を制定し、外国人県民を経済や文化、地域づくりを共に担う「仲間」と捉え、地域社会の一員として受け入れてきた。

群馬県内には令和7年12月現在、87,544人の外国人県民が居住している。県人口に占める外国人の割合は4.6%と、全国で3番目に高い水準にあり、外国人県民は県内産業や地域社会を支える必要不可欠な存在となっている。一方で、外国人県民の増加に伴い、生活ルールに関するトラブルや不法就労等の課題も顕在化している。

今後、人口減少や労働力不足の進行が見込まれる中、外国人材の受入れの重要性は一層高まることが予想される。しかし、将来的な外国人の受入れのあり方については、社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な分析・検証が十分ではない。

外国人の受入れについては、単に人手不足を補う観点にとどまらず、外国人の受入れがもたらす経済効果に加え、行政的・社会的な負担についても考慮する必要がある。

さらに、国、県、市町村、受入れ企業、関係団体、地域住民等の役割を整理するとともに、社会全体で外国人を適切に受け入れるための仕組みを検討することが重要である。

本業務は、群馬県及び国内外における外国人の受入れの現状及び課題を把握するとともに、人口・労働力の将来推計や技術・産業の変化を踏まえ、外国人の受入れの規模や受入れのあり方について、調査・分析を行うものであり、今後の外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた「群馬モデル」を検討する上での基礎資料とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年1月31日（日）まで

4 見積限度額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた検討のため、以下の調査研究を実施する。

なお、各項目は現時点において県が想定するものであり、より効果的な調査研究とするため、当該項目に縛られることなく、受託者において必要な調査・分析手法等を提案すること。

(1) 調査の背景・目的及び調査方法の整理

本調査研究を実施する背景を整理するとともに、調査研究の目的、分析の視点及び全体の枠組みを整理する。

(2) 群馬県における外国人の受入れの現状に関する調査・分析

群馬県における外国人の受入れ状況について、統計資料その他の各種データ等を活用し、現状及び課題を整理・分析する。

調査・分析に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 外国人県民・労働者の推移、属性及び地域分布
- イ 国籍、在留資格、年齢等の状況
- ウ 外国人労働者の産業別・地域別等の就労状況
- エ 県内の産業構造と外国人労働者との関係
- オ 群馬県における外国人の受入れの経緯
- カ 県、市町村等における多文化共生に関する施策
- キ 外国人の受入れに伴い顕在化している課題

(3) 将来人口・労働需給及び外国人の受入れ規模等に関する調査・分析

今後の人口動態、労働力人口、産業構造の変化等を踏まえ、群馬県における将来的な外国人の受入れの必要規模等について推計・分析を行う。

調査・分析に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 群馬県の将来人口及び労働力人口
- イ 産業別等の労働需要の将来動向
- ウ AX、DX による省力化、生産性向上、その他の技術革新等による労働需要の変化
- エ 主要な外国人労働者送出し国等における人口・労働力供給の動向及び今後の制約
- オ これらを踏まえた将来的な外国人の受入れの必要規模

推計にあたっては、将来の不確実性を踏まえ、必要に応じて複数の前提条件・シナリオ等を設定すること。

(4) 外国人の受入れによる経済的・社会的影響に関する調査・分析

外国人の受入れが群馬県の産業、地域経済、行政、教育、福祉、地域社会等に与える経済的・社会的影響及び行政・社会コストについて調査・分析する。

調査・分析に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 産業及び地域経済への効果・影響
- イ 雇用及び労働市場への効果・影響
- ウ 行政サービスへの影響
- エ 教育、福祉等への影響
- オ 治安等への影響

(5) 国内自治体における外国人の受入れの比較分析

群馬県と比較することが有用と考えられる国内自治体について、外国人の受入れの状況、課題、施策等を調査・分析する。

調査・分析に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 外国人住民・労働者の状況
- イ 人口・産業構造等の地域特性
- ウ 外国人の受入れ・共生に関する施策
- エ 自治体及び関係団体の役割分担
- オ 外国人の受入れに伴う課題及び対応
- カ 参考となる制度・施策・取組
- キ 群馬県における政策検討への示唆

(6) 海外における外国人の受入れ・共生政策の事例調査

海外における外国人の受入れ及び共生に関する政策、制度、取組及びその効果・課題等を調査・分析する。

調査・分析に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 外国人の受入れ規模及び受入れ要件
- イ 就労・在留等に関する制度
- ウ 受入れ企業・雇用主等の責任及び役割
- エ 外国人の地域統合・社会統合に関する制度・取組
- オ 外国人の受入れに伴う行政・社会的負担への対応
- カ 秩序維持、安全・安心等に関する制度・取組
- キ 群馬県における政策検討への示唆

(7) 秩序ある共生社会の実現に向けた「群馬モデル」の検討・提言

上記(2)から(6)までの調査・分析結果を総合的に踏まえ、群馬県における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた「群馬モデル」を検討し、具体的な提言として取りまとめる。

「群馬モデル」の検討に当たっては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ア 群馬県における望ましい外国人の受入れ規模
- イ 望ましい外国人の受入れの在り方・方法
- ウ 外国人の受入れに当たって重視すべき考え方
- エ 受入れ企業等に求める役割・責任
- オ 国、県、市町村、企業、関係団体、地域等の役割分担
- カ 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた具体的な施策・取組
- キ 施策等の実施工程・ロードマップ

県の施策・取組については、「多文化共生・共創」と「秩序維持」の両面に整理してまとめること。

(8) その他必要な調査・分析等

上記のほか、本業務の目的を達成するために必要又は有効と考えられる調査、分析、検討等について、受託者から提案し、県と協議の上実施すること。

6 留意事項

- ・効果的かつ有益な調査研究とするため、具体的な調査方法、分析手法、調査対象、調査規模、使用するデータ、比較対象等については、本仕様書に記載する内容に過度に拘束されることなく、受託者の専門的知見や創意工夫に基づき、積極的に提案すること。
- ・調査・分析に当たっては、群馬県が保有する統計資料、行政資料、既存調査結果等を活用すること。また、県から提供可能な資料については、必要に応じて受託者へ提供する。
- ・外国人の受入れについては、経済的・社会的な効果のみならず、行政・社会的な負担や地域社会への影響等についても捉え、多面的かつ客観的な調査・分析を行うこと。
- ・調査・分析に当たっては、外国人住民、外国人労働者、県民、受入れ企業、市町村、関係団体等、それぞれの立場や状況の違いを踏まえること。
- ・外国人住民・労働者については、国籍、在留資格、年齢、就労分野、居住地域その他の属性によって状況や課題が異なる可能性があることから、必要に応じて属性等の違いを踏まえた分析を行うこと。
- ・将来推計等については、将来の不確実性を十分に踏まえ、単一の前提や将来像のみを示すことなく、必要に応じて複数のシナリオ等による検討を行うこと。
- ・国内外の事例調査については、単なる制度・施策の紹介にとどまらず、それぞれの地域の人口構造、産業構造、外国人比率、外国人の集住状況、制度的背景等を踏まえ、群馬県との共通点・相違点や、群馬県への適用可能性・示唆を整理すること。

7 成果品

(1) 事業報告書

本業務において実施した調査・分析及び提言等を取りまとめた事業報告書について、令和8年12月末までに「中間報告書」、令和9年1月末までに「最終報告書」を提出すること。

事業報告書は、公開を想定しているため、専門的な分析内容についても、その考え方、根拠、使用したデータ、前提条件等を明らかにし、第三者にとって分かりやすい内容となるよう留意すること。

(2) 調査・分析に関するデータ

調査・分析に用いたデータ及び業務において作成した成果物一式を提出すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果は、原則としてすべて群馬県に帰属するものとする。
- ・成果品に誤りや不備が発見された場合は、契約期間終了後においても、受託者の責任において必要な修正を行うものとする。

(2) 秘密の保持

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。また、委託契約終了後も同様とする。

9 その他留意事項

- ・本業務の実施にあたっては、県と十分に協議を行い、調査・分析の方向性、進捗状況、分析結果等について適宜共有すること。
- ・業務を効果的に推進するため、受託者は群馬県の承諾を得た上で、業務の一部を第三者の事業者に再委託することができる。
- ・本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、その都度、群馬県との協議により決定する。